

ホームシェアリングのカラクリ ～スーパーホストによる民泊のススメ～

2018年 **10月4日** **木** 16:00-18:00 (受付15:30~)

会場：キャリアバンク株式会社 セミナールーム

札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55ビル 5F

第1部 講演 16:00 ~ 17:20

民泊経営の最前線

民泊サービス最大手 Airbnb Japan 株式会社 が認定した「スーパーホスト」である南 邦彦様より、民泊新法の年間最大営業日数である「180日間」でどのように民泊を運営されているのか、ご自身の体験談をまじえてわかりやすくご講演頂きます。皆様のご参加をお待ちしております。

講師紹介

南 邦彦 様 (みなみくにひこ)

一般社団法人 北海道民泊観光協会 / 代表理事

札幌市出身。北海道大学公共政策大学院卒。元下川町議員。2014年より障がい者雇用による民泊清掃事業立ち上げ、現在は民泊のホストとして札幌市内に民泊複数物件を管理・運営。Airbnb社ゲストに最高の体験を提供し、全ホストに模範を示す経験豊富なホストに与えられる称号「スーパーホスト」に認定された。

<http://hokkaido-minkan.or.jp>

第2部 講演・質疑応答 17:20 ~ 18:00

民泊にかかわる行政手続のポイント

2018年1月から、Airbnb社のオフィシャルパートナーとして、民泊新法施行に向けたセミナーを全国展開してきた実績をもとに、6月15日の法施行後も、当事務所では多くの民泊の行政手続サポートをしてまいりました。実際に寄せられたご相談事例をもとに、住宅宿泊事業の届出前・届出後のポイント、注意点を解説いたします。 SATO行政書士法人 airbnb partners

講師

今城 貴愉 (いましろ たかよし)

SATO行政書士法人 / 東京オフィス 副所長

受講料：**無料** (先着順・事前お申し込み制) ※お申し込み方法は裏面をご覧ください
定員：**60名** (定員に達し次第、受付を早期終了する場合がございます)

セミナー会場の詳細とお申し込み方法

会場アクセス

キャリアバンク株式会社 セミナールーム

【住所】 札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55ビル 5F
【アクセス】 JR北海道 札幌駅より徒歩3分
札幌市営地下鉄南北線 さっぽろ駅より徒歩5分
札幌市営地下鉄東豊線 さっぽろ駅より徒歩10分

お申し込み方法 / お問い合わせ先

◆お申し込みは、お電話・FAX・メールで受け付けております

TEL : **011-742-8222** FAX : **011-742-8011**

E-mail: **s.kouda@sato-group.com**

※【貴社名、お名前（フリガナ）、参加人数、電話番号】をご記入ください

担当：SATO行政書士法人 担当：幸田（こうだ）

◆SATO行政書士法人

〒060-0906 札幌市東区北6条東2丁目3番1号

TEL : 011-742-8222 FAX : 011-742-8011

URL : <http://sgs.sato-group.com/>

民泊専用Webサイト : <http://sato-minpaku.com/>

民泊専用コールセンター : 0570-030-310 (平日10:00~17:00)

お申込みフォーム ※FAXでのお申込みの場合、下記事項にご記入の後、送信して下さい。

FAX : 011-742-8011

◆お名前・会社名 [_____] ◆参加人数 [_____] 名

◆参加者名 [_____] [_____] [_____]

◆電話番号 [_____ - _____]

◆E-mail [_____ @ _____]